

至誠館大学現代社会学部公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント
受験資格取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学現代社会学部規則第20条の規定に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント受験資格を取得するために必要な事項を定める。

(所定科目)

第2条 公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント受験資格を取得しようとする者は、所定の科目の単位を修得していなければならない。

2 所定の科目は、別に定める。

(単位の認定)

第3条 単位認定の手続き等は、学則の定めるところによる。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日 (制定)